

新潟市グリーン人材育成支援事業仕様書

1 事業目的

エネルギー価格高騰の影響を受ける市内中小製造業及び物流業を対象に、企業のグリーン人材育成のための研修開催に加え、エネルギー専門家派遣による企業の効率的なエネルギー使用に向けた取り組みを促進することを目的とする。

2 事業内容 ※以下、(1) 及び (2) を「本事業」とする。

(1) GX研修の開催

市内中小製造業及び物流業へ環境経営の取り組みを促進するため、次に掲げる研修を開催すること。

①受講対象者

次に掲げる全てに該当すること。

ア 市内において日本標準産業分類に掲げる製造業、新聞業、出版業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、港湾運送業の用に直接供する建物及び構築物（以下「工場又は物流施設」という。）を有する者であること

イ 従業員300人以下又は資本金3億円以下の会社若しくは個人であること

②受講人数

15名以上

③研修の回数

1講座全4回

④実施時期

令和6年8月～令和6年11月頃

ただし、多くの受講者が見込める実施時期の提案を妨げるものではない。

⑤研修の内容

次に掲げる内容を含むものとする。

ア 省エネルギー（以下「省エネ」という。）や再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の国内外における動向について

イ 自社で実施できる省エネや再エネの取り組みについて

ウ 自社のCO₂排出量の把握について

エ 環境経営を実現するための取り組み（設備更新やクリーンエネルギーの活用等）について

(2) エネルギー専門家派遣

市内中小製造業及び物流業からの申請に応じて、エネルギー専門家を現地へ派遣し、企業のエネルギーの最適化に向けた助言を実施すること。

①対象者

次に掲げる全てに該当すること。

ア 工場又は物流施設を有する者であること

イ 従業員300人以下又は資本金3億円以下の会社若しくは個人であること

②要件

市内の工場又は物流施設（事務所等も含む）へのエネルギー専門家の派遣であること。

③実施件数

10件

ただし、10件を超える提案を妨げるものではない。

④エネルギー専門家

エネルギー専門家は次表に掲げる必須資格を保有している者とし、その他の資格を保有する者は申請者のニーズに応じて配置するものとする。

	資格の種類
必須資格	エネルギー管理士
その他資格	技術士、建築士、建築設備士、ガス主任技術者、電気工事士（1種）、電気主任技術者、電気工事施工管理技士、ボイラー・タービン主任技術者、管工事施工管理技士、省エネ環境診断士、太陽光アドバイザー、太陽光発電メンテナンス技師

⑤エネルギー診断及び助言

次に掲げる内容を実施するものとする。

- ア 現地調査による現状と課題の確認
- イ エネルギー使用量の計測
- ウ 現地調査や計測したエネルギー使用量の結果の分析
- エ 省エネや再エネ設備の導入提案
- オ その他、申請者のニーズに応じて必要なもの

⑥本市補助制度の周知

本市の「エネルギーデマンド監視装置導入補助金」等の適用可能性がある場合は、本市へ情報提供するものとする。

また、申請者が求める場合は、補助金交付申請の作成で必要となる次に掲げる事項について助言するものとする。

- ア 工場又は物流施設における使用エネルギー量の測定、見込み値算出
- イ 設備投資前後における使用エネルギー量の測定、見込み値算出

⑦個別報告書の作成

申請者ごとに「⑤エネルギー診断及び助言」で掲げる内容をまとめた報告書を作成すること。

3 報告書の作成

(1) 業務報告書（概要版）

「(2) 業務報告書」をA4判でまとめた報告書を作成する。

(2) 業務報告書

①GX研修の開催

「2 事業内容(1) GX研修の開催」に掲げる内容をまとめた報告書を作成する。

②エネルギー専門家派遣

「2 事業内容(2) エネルギー専門家派遣」に掲げる内容（個別報告書を含む）及び次に掲げる内容を申請者及び日本標準産業分類における中分類ごとにまとめた報告書を作成する。なお、必要に応じて、グラフ等を用いてまとめること。

- ア 省エネ設備への入替等のために提案した内容
- イ 再エネの普及を促進するため、同エネルギーを多角的に検討した内容
- ウ 企業の省エネ又は再エネ意識の現状や課題

4 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

5 委託料

本事業の対象となる補助対象経費は次のとおりとし、領収書等により支払が確認できるものとする。

委託対象経費	内容	委託限度額 (消費税及び地方消費税を含む)
①研修開催費 (「2 事業内容」(1)に係る経費)	研修開催に要する経費(人件費、旅費、事務機器等賃借料費及び謝金など)	【限度額】 2,800千円
②専門家派遣業務費 (「2 事業内容」(2)に係る経費)	エネルギー専門家派遣に要する経費(人件費、旅費、事務機器等賃借料費及び謝金など)	【限度額】 4,000千円

6 受託者

本仕様書に基づき業務委託契約を締結する者とする。

7 主任者

- (1) 受託者は、本事業の主任者を定め、任意の様式により新潟市経済部企業誘致課へ通知するものとする。
- (2) 主任者は、新潟市経済部企業誘致課と相互に協力し、本事業を実施しなければならない。
- (3) 主任者は、本市が実施する「エネルギーデマンド監視装置導入補助金」等の内容を理解し、エネルギー専門家へ情報共有しなければならない。

8 事業の着手

受託者は、契約締結後直ちに本事業に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任者が本事業の実施のため新潟市経済部企業誘致課との打ち合わせを開始することをいう。

9 資料の貸与及び返却

- (1) 新潟市経済部企業誘致課は、業務に必要な資料を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに新潟市経済部企業誘致課に返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された資料を丁寧に扱い、汚損及び破損してはならない。万一、汚損及び破損した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受託者は、守秘義務を求められた資料については複製してはならない。

10 成果品

- (1) 業務報告書(概要版)
- (2) 業務報告書
- (3) (1) から(2)までの電子データ(PDF形式)

1.1 成果品の提出場所

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階 新潟市経済部企業誘致課

1.2 留意事項

受託者は、事業実施にあたり次に掲げる事項に留意すること。

(1) 基本事項

- ①事業の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ②新潟市経済部企業誘致課と十分な連携をとって事業を実施すること。
- ③事業の遂行に必要な経費は契約金額に含まれるものとし、新潟市経済部企業誘致課は契約金額以外の費用を負担しない。
- ④事業計画の一部を変更する場合は、双方協議の上、決定するものとする。
- ⑤本事業において、新潟市経済部企業誘致課が事業の進捗状況を確認するため、受託者へ資料提供を求めた場合は、速やかに書面又は電子データにより資料提供を行うものとする。
- ⑥本事業において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。
- ⑦受託者による販売、施工業者等のあっせん及び仲介行為を原則禁ずる。ただし、申請者が求める場合は、次に掲げる事項を遵守することで提案することができる。
 - ア 申請者から再エネ導入や省エネ設備入替等について販売、施工業者等の情報を求められた場合は市内取扱業者を複数以上提案すること
 - イ 特殊な技術や工法、製品等により、市内取扱業者がいない場合を除き市内取扱業者を優先すること
 - ウ 市内取扱業者を提案する際は、一部の販売、施工業者等に偏らないようにすること

(2) 再委託

事業の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により新潟市経済部企業誘致課へ届出を行い、承認を得ること。

(3) 成果品の使用等

- ①成果品の著作権及び所有権の全ては新潟市経済部企業誘致課に帰属し、受託者は新潟市経済部企業誘致課の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- ②受託者は、著作権及び所有権の全てにおいて、新潟市経済部企業誘致課が成果品の使用に際し、第三者からいかなる権利の主張がない状態で納品すること。

(4) 成果品に瑕疵のある場合の訂正

納品後に成果品に瑕疵があった場合は、新潟市経済部企業誘致課の指示により受託者の責任において速やかに訂正することとする。なお、事業期間終了後も同様とする。

(5) 守秘義務

受託者は、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例及び新潟市情報公開条例の趣旨を認識し、事業の実施にあたっては、その取扱いに適正を期し、個人及び法人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。なお、事業終了後も同様とするものとする。